令和４年度第１回　長野県歯科口腔保健推進県民会議　議事録

□日　時　　令和４年８月９日（火）　13:00～15:00

□場　所　　県庁議会棟４階　401 号会議室

□出席者

委　員　　山岸光男座長、飯島美雪委員、宮嶋典子委員、児玉衣江委員、山本かづ子委員、馬島園子委員、望月和泉委員、宮﨑栄理子委員代理　宮本祐美氏、濱村圭一委員、辻合崇浩委員、梶田能孝委員、樋口隆教委員、武藤大輔委員、芳澤享子委員、金井春子委員、塩原正巳委員、竹村智博委員、石和　大委員

（欠席：鈴木章彦委員、小林弦太委員、佐藤洋実委員、栗田　浩委員、野村千惠子委員）

長野県　　健康福祉部　　部長　福田雄一

健康増進課　　課長　久保田敏弘

歯科口腔保健推進医監　田上真理子

主事　山崎真治

歯科口腔保健推進員　小出明子

保健・疾病対策課　保健師　御子柴萌子

介護支援課　　主任保健師　小澤文乃

□会　議

１　開　　会　　山崎主事

２　あいさつ　　福田部長

３　会議事項

○山崎主事

会議に入ります前に、当会議について説明いたします。

当会議は、参考資料１である「長野県歯科口腔保健推進県民会議開催要綱」に基づき開催するものです。本要綱は本年１月１日に改正し、会議の名称を「長野県歯科保健推進県民会議」から「長野県歯科口腔保健推進県民会議」に変更しております。

開催期間中、委員としてご参加いただきます委員の皆様につきましては名簿のとおりです。今回から団体組織等の役員改選に伴い、新しく２名の委員の方々にご就任いただいております。名簿順で、まずは、長野県保険者協議会の濱村委員、続きまして、長野県介護支援専門員協会の武藤委員、よろしくお願いいたします。

本来であれば、お一人ずつ自己紹介をお願いするところですが、時間の都合上、名簿をご確認いただくことで代えさせていただきいと存じます。

本日ですが、長野県歯科衛生養成校協議会　宮﨑委員より欠席のご連絡をいただいており、代理で宮本様にご出席いただいております。また、長野県医師会の鈴木委員、長野労働局の小林委員、長野県身体障害者施設協議会の佐藤委員、信州大学の栗田委員、長野県保健補導員会等連絡協議会の野村委員から欠席のご連絡をいただいております。

お手元の資料の確認ですが、議事次第に加えて、資料につきましては１から４、参考資料につきましても１から４を配布しております。もしもお手元にない資料がございましたら、お申し付けください。

それでは、議事進行は前回会議にて選出されました山岸座長にお願いしたいと思います。山岸座長、お願いします。

○山岸座長

皆様こんにちは。座長の山岸です。

本会議は、県民のための会議ですので、皆様から多くのご意見を頂戴できればと考えております。

担当課も、保健・疾病対策課から健康増進課に変わったということで、県民の健康増進に資するものとなるよう、活発な議論をお願いいたします。

会議終了は、概ね 15 時とのことですので、スムーズな進行にご協力願います。

また、石和委員におかれましては、知事選等でご多忙のところご出席いただきありがとうございます。条例改正にあたっては、大変ご尽力いただきました。引き続きよろしくお願いいたします。

（１）令和３年度長野県歯科保健対策事業の実施状況について

○山岸座長

それでは、次第に従い、会議を進めてまいります。

会議事項（１）令和３年度長野県歯科保健対策事業の実施状況について、事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局　資料１説明

○山岸座長

ここまでの説明について、ご質問等ございますか。よろしければ次に進めます。

（２）長野県歯科保健推進条例の一部改正について

○山岸座長

それでは、次第に従い、会議を進めてまいります。

会議事項（２）長野県歯科保健推進条例の一部改正についてです。本会議においても長く議論が行われたところですが、委員の皆様にいただいた貴重なご意見を踏まえ、昨年 10 月に無事に条例改正が行われたところです。事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局　資料２説明

○山岸座長

本条例は議員提案によるものと聞いておりますが、本日参加いただいております石和委員から一言お願いいたします。

○石和委員

それではご指名ですので、私から条例改正について補足させていただきます。

「長野県歯科口腔保健推進条例」でありますが、昨年９月定例会において、議員提案にて改正案を提出し、無事に可決されて、一部改正が行われました。

本会議でも、長い期間、各委員からそれぞれのお立場で、現状や課題を踏まえたご意見等をいた

だき、執行部である県において大変参考になったのではないかと思います。
先日も、国では生涯を通した歯科健診として「国民皆歯科健診」が基本的方針として示され、歯科口腔保健の重要性が全国的にも注目されているところであり、昨年の条例改正は、まさに時宜にかなうものであったと認識しております。
条例改正して終わりではなく、条例内容をいかに具現化していくかが大事なことであり、改正を契機に県においては、本日皆様からいただいたご意見等を十分に踏まえ、これまで以上の取組を期待するところであります。
この後、条例改正に基づき予算化された、今年度の歯科保健対策事業に関する進捗報告もあるとのことですので、より具体的な取組が少しでも見え、皆様と共有できる時間となれば幸いですので、私からもよろしくお願いしたいと思います。

○山岸座長
ありがとうございます。
また、資料２の、基本的施策の新規項目として「感染症の予防対策としての歯科口腔保健」があります。今回のコロナ禍により、学校現場は大変だったかと思いますが、長野県学校保健会の望月委員、学校での感染対策と歯科保健について現状をお知らせいただければと思います。

○望月委員
コロナ禍ではありますが、学校歯科健診についてはほぼ実施されており、昼食後の歯磨きについても、現状、過半数以上の学校で実施されています。ただ、感染警戒レベルが高い場合や、校内でクラスターが発生している際には、間隔をあける等の感染対策を強化し、ポスター掲示で感染対策をとりながらの歯磨きを呼びかけるなどの対応もしていますが、児童生徒の意識が歯みがき活動に向かないのが実情です。学校歯科医や地域の歯科衛生士と連携を図りつつ、歯科口腔保健への意識が高まるような活動を、一緒に考えていければと思っています。

○山岸座長
歯みがきで感染した等の報道により、そうした活動が敬遠されてしまった部分もありますが、健康管理をやめてしまうわけにはいかないので、安全に行う方法を皆さんと考えていくべきだと感じています。
また条例ですが、制定された 10 年前は疾病対策が中心でしたが、今回の改正により、予防や健康増進、健康維持の視点が加わり、歯科単独で、ということではなく、歯科を利用しつつ、地域保健システムを構築していくというものになっていると思います。我々歯科専門職もこれをうまく利用して、歯科が健康増進に関われるようにしていきたいと考えています。
条例改正に関して、ほかにご意見等ございますか。なければ次に進めます。

（３）令和４年度長野県歯科保健対策事業について

○山岸座長
会議事項（３）令和４年度長野県歯科保健対策事業について、事務局より資料の説明をお願いします。

○事務局　資料３、資料４説明

○山岸座長
資料４の事業については、条例の基本的施策に追加された項目に関連した事業で、県としても特に精力

的に取り組んでいく事業となります。進捗報告もありましたが、事業内容の詳細や今後事業を進める上での留意すべき事項など、委員の皆様に、ご質問やご意見をいただきたいと思います。

まず、「地域歯科口腔保健推進関係者研修事業」について、ご意見等いかがでしょうか。

研修対象者拡大について、長野県食生活改善推進協議会　金井委員、ご意見をお願いします。

○金井委員

本会の活動では、「健康寿命延伸プロジェクト」として、若者から高齢者までを対象とする様々な事業を実施しています。歯及び口腔の健康づくりの推進も、本会の活動目標とするところであり、こうした新規事業には大変期待しています。ただ、コロナ禍により、会員が一堂に会しての活動が実施しにくい状況です。会員を多く参集できるよう、研修会については、日程をなるべく早くお知らせいただくようお願いします。

○山岸座長

ありがとうございます。

食生活改善推進協議会員の方々には、この事業と同じような形で以前実施していた「8020 推進員育成事業」に、大変ご協力をいただきました。今年度事業へも、ぜひご参加いただきたいと思います。

また、定期的な歯科検診受診など県民の歯科口腔保健に対する意識を高めていくためには、職域や地域に対しての働きが必要と思います。皆様の関連する取組の実施状況や今後の予定、事業へのご意見など、順次ご発言いただければと思います。

まず、塩尻市健康づくり課　塩原委員いかがでしょうか。

○塩原委員

塩尻市では、ライフステージごとに歯科健診事業を実施しています。

成人期には、妊婦を対象とした「妊婦歯科健診」、40 歳から 70 歳までの 10 歳刻みの年齢の方を対象とした「さわやか歯科健診」等を実施しています。

「妊婦歯科健診」は、妊婦の歯周病予防や定期歯科健診受診者の増加等を目的に、妊娠届出時に受診勧奨しており、平成 30 年度からは無料化して受診者の増加につなげています。

「さわやか歯科健診」は、かかりつけ歯科医の定着と定期歯科健診受診者の増加を大きな目的とし、塩筑歯科医師会に委託して実施するところです。

乳幼児対象には「歯育相談」や、「よい歯を守る相談会」を年２回実施し、ブラッシング指導等のほか、フッ化物塗布も行っています。令和２～３年度については、コロナ禍により実施できなかったが、今年度は十分な感染対策をとりつつ、むし歯保有者が増加する３歳児を対象として実施しています。

高齢者については、要支援要介護の方を対象に、85 名を目途とする「訪問歯科検診事業」を実施しています。その他、医療と介護の連携事業としてケアマネージャーと勉強会を行うなどしています。また、当市においても介護予防事業としてオーラルフレイル予防に取り組んでおり、口腔機能検査を行うほか、健康な高齢者に対する普及啓発なども実施するところです。

○山岸座長

続いて、長野県保険者協議会　濱村委員、いかがでしょうか。

○濱村委員

私は、当会議に長野県保険者協議会から出席しておりますが、私自身は国保連合会の所属であり、国保

地域医療推進協議会としての立場でもございます。本日は県民会議ですので、それらの各団体での取組について紹介させていただきます。

国保連、国保地域医療推進協議会の取組ですが、７月 20 日に保健補導員会正副会長会において、研修会を開催しました。そのテーマを、今年度は「オーラルフレイル」とし、県歯科医師会　伊藤会長に講演いただきました。講演に先立ち、県健康増進課井澤補佐、田上医監にも「長野県のコロナに負けない健康づくり」と題した講演をいただき、人材育成、普及啓発に取り組んでおります。その他、「信濃の地域医療」という小冊子を発行し、市町村や医療機関に配布しています。今年度は、親知らずについての特集記事やフレイル予防としての口腔ケアについてわかりやすく解説いただいたものを掲載するなどしています。長野県保険者協議会の取組ではありませんが、国保連、地域医療推進協議会とも連携しながら行っております。国保連はレセプト点検が主な業務と思われるかもしれませんが、近年はこうした保健活動にも力を入れています。歯科専門職はいないものの、保健師はおりますので、条例の具現化のお手伝いはできると考えますのでよろしくお願いいたします。

○山岸座長

続いて、長野産業保健総合支援センター　辻合委員お願いいたします。

○辻合委員

当センターは、産業保健に係る担当者、事業者の健康を支援する機関であり、健康課題に関する情報発信を、様々な機会を捉えて行っています。特に歯や口腔の健康は、生活習慣病との関連が言われていることから、歯科口腔ケアと生活習慣病予防をテーマとした研修会を、県歯科医師会、県栄養士会の先生を講師とし、昨年度、今年度と実施しています。また 8020 読本をパンフレット置き場に配置し、周知活動も行っています。さらに、本年 10 月 1 日より有害業務従事者への歯科健診結果報告に係る労働安全衛生法改正が施行されることも踏まえ、ホームページやメルマガでの周知にも取り組んでいます。

○山岸座長

続いて、長野県経営者協会　梶田委員お願いいたします。

○梶田委員

当会としての具体的な取組は特にありませんが、企業としては従業員の健康管理や健康経営等が課題ですので、その中の一つの要素としてとらえ、各団体とも連携しつつ、啓発等行ってまいりたいと考えています。

○山岸座長

どうぞよろしくお願いいたします。

本日欠席の、長野労働局　小林委員からも提出資料があるそうですので、事務局お願いします。

○事務局

それでは、小林委員からの提出資料をご覧ください。

長野労働局労働基準部健康安全課では、労働安全衛生法を担当し、それに係る措置の普及徹底を図るため、管下の労働基準監督署では労働者を使用する事業所等に対し周知、説明等を実施している、とのことです。労働安全衛生法の概要ですが、先程の辻合委員からのご発言にもありましたように、事業者に対し、有害業務従事者への歯科健診実施が義務付けられております。注釈に書かれておりますが、労働基準監督

署への結果の届出は、これまで常時 50 人以上の事業者のみが対象でしたが、10 月 1 日の改正により、全ての事業者に義務付けられることとなり、対象報告様式も改正されたということです。

ご意見としましては、企業や事業者を対象とした研修会等があれば一定の利用者があるのではないか。ある場合は、ホームページ等での周知をお願いしたい、とのことです。これについては、本日の資料 1 をご覧ください。14 ページ「推進体制の整備」で、歯科口腔保健推進センターの担当者が行う普及啓発の実施状況について記載しています。事業者向けには、協会けんぽ加入事業に限りますが、申し込みのあった事業所で歯科口腔保健セミナーを実施しており、本年度も既に 4 事業所で実施しました。